

【新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う電話再診による処方箋発行について】

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、2020年2月28日付けで慢性疾患を有する定期受診患者様の電話・情報通信機器による診察による医薬品処方が認めました。

これは、定期受診されている患者様が、新型コロナウイルス感染源と接する機会を少なくするために、また、すでに新型コロナウイルス感染症もしくは疑いと診断された定期受診患者様が、治療、観察期間などにより受診間隔の延長を余儀なくされる場合の措置であります。

一般的には、内服薬の長期処方により、受診間隔を空けるように努めることを原則としますが、医師が、電話にて病状を拝聴させていただき、病状が安定されていると判断された「かかりつけ患者様」に限り、外来予約を取り直し、いつもお飲みになっているお薬の処方を、話・ファクシミリなどで対応させていただきます。

ただし、主治医が、電話処方は、患者様にとって危険性があると判断した場合は、対応しかねます。

- 例1、 ワーファリンなどの採血検査結果を指標として投与量を調整している患者様。
- 例2、 ベンゾジアゼピン系精神安定剤(抗不安薬)などを継続処方されている患者様。
- 例3、 主治医が、診療上欠かす事のできない心臓血管疾患の定期検査により受診をお願いしている患者様。

- ・当該患者様には、原則、受診間隔を延長して予約を取り直して頂きます。
- ・受診間隔の延長期間、処方日数は、原則30日間を目安としますが、長期処方も対応しますので、主治医とご相談ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たず、現行措置が長期化した場合、臨機応変に対応致しますので、その都度、お電話にてご相談ください。
- ・再診予約、電話再診がないまま、処方薬を切らしてしまった場合には、初診扱いとなり、対応困難となる場合もありますので、ご注意ください。

電話再診手順に関しては、下記案内をご参照ください。

令和2年4月1日
大和成和病院 病院長
倉田篤

【電話再診による処方箋交付のご案内】

以下の手順にてお願いいたします。

対象: 当院に事前予約がある定期受診の方

(医師の判断で対面診療が必要になる場合があります。)

1 病院へ電話連絡 TEL 046-278-3911

●お電話の前に以下の3点をご用意ください。

1. 電話再診で使用できる電話番号
2. 当院の事前予約の予約票
3. ご希望の院外薬局の店名・電話番号・FAX番号・お薬を取りに行く日付

2 医師の電話再診を受ける

・医師が診察、手術等に対応中の場合は折り返しご連絡させていただきます。

3 薬の受け取り

●対象となるお薬は原則としていつものお薬です。

・処方箋は当院から各薬局にFAX送信されますが、対応に時間がかかる場合があります。

・詳細は各薬局にお問い合わせください。

・当院に処方箋を取りに来られるのも可能です。

4 診察料のお支払い

●次回外来受診の際にお支払いをお願いします。当院に処方箋を取りに来られる場合はその際に会計いたします。

●ご請求内容は ①電話再診料 ②処方箋発行料 ③特定疾患療養管理料 ④郵送代実費(郵送の場合のみ) となります。